

懲戒処分等について（公表）

次のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

記

処分対象者及び処分内容

1 当事者

所属部局名	格付	年齢	性別	処分内容
水島消防署	一般職	25	女	停職 5月

2 管理監督者

所属部局名	格付	年齢	性別	処分内容
消防局	課長補佐級	60	男	口頭厳重注意
児島消防署	次長級	57	男	口頭厳重注意

処分年月日

令和6年5月14日

処分に至った事実の概要

当事者は、令和6年3月22日午後11時55分頃、倉敷市船倉町の県道上において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転中、警察官に停止を求められ、酒気帯び運転で検挙されました。

当該職員の行為は、公務員としての自覚と遵法精神に欠けるとともに、市民の信頼を著しく損ない、市職員全体の職の信用を大きく失墜させる行為です。

法令を遵守すべき市職員としてあるまじき犯罪行為であることを重く受け止め、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分を行い、さらに、当時の上司2名について、当該職員の管理監督責任を問うものです。